

## ○南房総市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、公共用水域の水質汚濁を防止するため、市が予算の範囲内において交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿及び生活雑排水を併せて処理する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上及び放流水のBOD20ミリグラム／リットル（日間平均値）以下の機能を有するものであり、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。）に適合する機能を有するものをいう。
- (3) 高度処理型合併処理浄化槽 前号に規定する合併処理浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度が20ミリグラム／リットル以下若しくは総磷濃度が1ミリグラム／リットル以下の機能を有するもの又はBOD除去率97パーセント以上、かつ、放流水のBOD5ミリグラム／リットル（日間平均値）以下の能力を有するものをいう。
- (4) 補助対象浄化槽 前2号のいずれかに該当する合併処理浄化槽であつて、別表第1に掲げる人槽及び浄化槽ごとに定める消費電力基準以下であるもの（以下「環境配慮型浄化槽」という。）をいう。
- (5) 転換事業 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する単独処理浄化槽及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に定める構造を有するくみ取便所（以下「くみ取便所」という。）を補助対象

浄化槽に付け替える事業をいう（くみ取便所を住宅の新築に伴い転換する事業を除く。）。

（補助対象建築物）

第3条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

- (1) 日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」（JISA3302—2000。以下「算定基準」という。）の建築用途に示されている住宅（店舗等と併設する場合は、算定基準に基づき処理対象人員の算定を行い、処理対象人員が10人以下のものに限る。）
- (2) 市内の居住の用に供する建築物であって、住宅部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の2分の1以上であるもの

（補助対象地域）

第4条 補助金の交付の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、次に掲げる地域とする。

- (1) 本市の区域において、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第4条の2に規定する地域
- (2) 本市の区域において、前号に規定する地域以外の地域

（補助対象者）

第5条 補助金の交付を受けることのできる者は、補助対象建築物に自らの住所を有する者又は第10条に規定する実績報告書の提出日までに補助対象建築物に自らの住所を有する者で、転換事業を実施しようとするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けず、又は法第5条第1項の規定による設置等の届出をしないで、補助対象浄化槽を設置する者
- (2) 補助金の交付を決定した日の属する年度の3月15日までに転換事業を完了する

ことができない者

- (3) 販売の目的で補助対象浄化槽付補助対象建築物を建築（改築含む。以下同じ。）する者
- (4) 補助対象建築物を借りている者で、設置について賃貸人の承諾が得られないもの
- (5) 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料、富山国保病院医療費、し尿収集処理手数料、浄化槽清掃手数料、学校給食費、奨学資金並びに保育所、幼稚園、学童保育及び預かり保育に係る保育料及び給食費のいずれかを滞納している者
- (6) 第8条第2項の規定による補助金の交付の決定の通知を受ける前に補助対象浄化槽の設置に係る工事に着手する者
- (7) 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあつては、浄化槽保守点検業者が法第11条第1項に規定する検査の受検手続きを行う予定をしていない者又は浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあつては、法第11条第1項に規定する検査の受検を契約する予定をしていない者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。以下この号において同じ。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある者
- (10) 南房総市空き家利用促進奨励金交付要綱（平成24年南房総市告示第140号）第8条第1項の規定による奨励金の交付決定を受けた補助対象建築物において、当該交付決定を受けた日の属する年度内に転換事業を実施する者  
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、転換事業に要する費用に相当する額とし、別表第2に定める額に別表第3に定める額を加えた額を限度とする。ただし、建替え、増築等（水回りの位置変更に係るものに限る。）に伴う転換事業の場合は、別表第3に掲げる宅内配管工事費は、

加算しない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請対象者」という。）は、あらかじめ合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添え、当該申請をしようとする日の属する年度の1月末日（当該日が日曜日又は土曜日である場合には、これらの翌日）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 法第5条第2項に規定する審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 事業計画書（別記第2号様式）
- (4) 補助対象浄化槽の構造図
- (5) 補助対象浄化槽の設置及び敷地内外の排水系統を含んだ建物の配置図及び間取り図
- (6) 転換事業に係る見積書の写し及び契約書の写し
- (7) 当該補助対象浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類（登録証の写し及び管理票）
- (8) 一般社団法人千葉県浄化槽協会の保証登録証（市町村用）
- (9) 補助対象建築物を借りている者は、当該補助対象建築物の賃貸人の承諾書
- (10) 住所の確認及び市税等納付状況調査に関する同意書（別記第3号様式）
- (11) 市外に住所を有する者にあつては、誓約書（別記第4号様式）
- (12) 法第11条第1項に規定する検査に関する届出書（別記第5号様式）
- (13) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- (14) 浄化槽設備士免状の写し
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請対象者が1つの補助対象浄化槽につき2人以上いるときは、前項の規定による補助金の交付の申請は、申請対象者全員の同意により代表者を決め、その代表者が行うものとする。この場合において、当該代表者は、当該申請対象者全員の同意を得たことを

証する書類を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、補助金の申請の内容に不備があるときは、書面により当該申請をした者に対してその補正を求めるものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した者に対しては、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（別記第6号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定書（別記第7号様式）によりそれぞれ通知するものとする。

- 3 市長が、補助金の交付の決定に際して付す条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及びその他必要な事項を市長に報告しその指示を受けること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

- 4 市長は、前条第3項の規定により申請の内容の補正を求めた場合において、その日から2週間を経過してもなお補正がされないときは、補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(変更承認申請書等)

第9条 前条第1項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同条第2項の規定による補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更するとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、合併処理浄化槽設置整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第8号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、合併処理浄

化槽設置整備事業変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

- 3 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、完了予定期日前までに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助金に係る事業完了後1箇月以内又は補助金の交付を決定した日の属する年度の3月15日（当該日が日曜日又は土曜日である場合には、これらの日の翌日）のいずれか早い日までに、合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書（別記第10号様式）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 次のいずれかの書類

- ア 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあつては、法第11条第1項に規定する検査に係る公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの千葉県浄化槽一括契約制度要綱に基づく一括契約書の写し
- イ 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあつては、浄化槽清掃業者との業務委託契約書及び法第11条第1項に規定する検査の受検を契約したことを証する書面の写し

(2) 転換事業に係る請求書又は領収書及び内訳書の写し

(3) 工事写真

- ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
- イ 基礎工事の状況を示す写真
- ウ 据付工事の状況を示す写真
- エ かさ上げの状況を示す写真
- オ 管きよの接続状況を示す写真

(4) 施工結果報告書（別記第11号様式）

(5) 法第7条に規定する検査に要する費用を納付したことを証する書面の写し

(6) 第7条第1項の規定による提出の時点において、市内に住所を有していない者にあ

っては、住民票の写し（当該提出の日以後実績報告書の提出の日までに発行されたものに限る。）

- (7) 単独処理浄化槽又はくみ取便所を適正に処分したことを確認できる書類（産業廃棄物管理票E票の写し）
- (8) 単独処理浄化槽又はくみ取便所を補助対象浄化槽に付け替えている状況を示す写真
  - ア 撤去工事の着工前の状況を示す写真
  - イ 汚泥のくみ取り作業の状況を示す写真
  - ウ 消毒作業の状況を示す写真
  - エ 撤去作業及び埋戻し作業の状況を示す写真
  - オ 撤去工事及び埋戻し工事完了時の状況を示す写真
- (9) 浄化槽使用廃止届出書の写し
- (10) 浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査に関する誓約書（別記第12号様式）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（別記第13号様式）により速やかに交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（別記第14号様式）による交付決定者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

(状況の確認)

第15条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため、転換事業の状況を確認することができるものとする。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の富浦町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（昭和63年富浦町告示第10号）、富山町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱（平成元年富山町告示第8号）、三芳村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成2年三芳村告示第24号）、白浜町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成元年白浜町告示第48号）、千倉町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（昭和63年千倉町要綱第2号）、丸山町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成2年丸山町告示第4号）又は和田町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成3年和田町要綱第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月28日告示第30号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日告示第23号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年3月31日

から施行する。

附 則（平成21年3月26日告示第23号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日告示第34号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日告示第36号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日告示第39号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第43号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月8日告示第5号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年3月28日告示第47号）

（施行期日）

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の南房総市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請された補助金から適用し、同日前に申請された補助金については、なお従前の例による。

3 施行日から平成26年3月31日までの間、新要綱第10条第7号ア中「書面」とあるのは、「書面（やむを得ない事情により当該書類を提出することができない場合にあっては、法第11条に係る検査の受検を契約したことを証する書類）」とする。

附 則（平成26年3月24日告示第39号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第38号）

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の南房総市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請された補助金から適用し、同日前に申請された補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月17日告示第19号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日告示第40号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月17日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式については、この告示による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成30年3月29日告示第43号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日告示第25号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日告示第36号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日告示第37号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（単位：W/h）

	放流水のBOD濃度が1 リットルにつき10ミリ グラム以下の機能を有す る合併処理浄化槽	放流水の総リン濃度が 1リットルにつき1ミ リグラム以下の機能を 有する合併処理浄化槽	左欄以外の合併処理 浄化槽
5人槽	53	83	39
7人槽	75	90	55
10人槽	102	157	75

別表第2（第6条関係）

地域区分	補助対象浄化槽の種別	人槽区分	補助限度額
閉鎖性水域地域	高度処理型合併処理浄化槽	5人槽	332,000円
		6～7人槽	414,000円
		8～10人槽	548,000円
その他地域	合併処理浄化槽	5人槽	332,000円
		6～7人槽	414,000円
		8～10人槽	548,000円

## 備考

- 1 閉鎖性水域地域とは、本市の区域において水質汚濁防止法施行令第4条の2に規定する地域をいう。
- 2 その他地域とは、本市の区域において閉鎖性水域地域以外の地域をいう。
- 3 各区分に掲げる費用の額が補助限度額に満たないときは、当該費用の額とし、当該額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第3（第6条関係）

対象経費		補助限度額
単独処理浄化槽からの転換	撤去費	180,000円
	宅内配管工事費	300,000円
くみ取り便所からの転換	撤去費	100,000円
	宅内配管工事費	300,000円

備考 各区分に掲げる費用の額が補助限度額に満たないときは、当該費用の額とし、当該額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別記第1号様式 (第7条関係)

第2号様式 (第7条関係)

第3号様式 (第7条関係)

第4号様式 (第7条関係)

第5号様式 (第7条関係)

第6号様式 (第8条関係)

第7号様式 (第8条関係)

第8号様式 (第9条関係)

第9号様式 (第9条関係)

第10号様式 (第10条関係)

第11号様式 (第10条関係)

第12号様式 (第10条関係)

第13号様式 (第11条関係)

第14号様式 (第12条関係)